

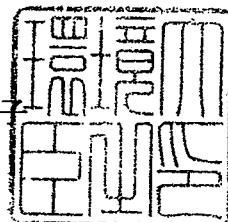
大
写



諮詢第130号
環水管発第041014001号
平成16年10月14日

中央環境審議会会長
森 篤 昭 夫 殿

環境大臣
小池百合子



湖沼環境保全制度の在り方について（諮詢）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、
湖沼環境保全制度の在り方について貴審議会の意見を求める。

〔諮詢理由〕

湖沼環境保全対策については、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）に基づき、10の指定湖沼において、水質環境基準を確保するため、湖沼水質保全計画の下で、生活排水処理施設整備や排水規制等により汚濁負荷の削減に取り組んでいるところである。

しかしながら、指定湖沼における水質の状況は、一部湖沼で改善は見られるものの、ほとんどの指定湖沼において環境基準が達成されておらず、改善効果は十分ではない。

また、総務省による「湖沼の水環境の保全に関する政策評価書」が、平成16年8月3日付で環境省等関係3省に通知され、湖沼水質保全政策の推進を図る必要があるとされたところである。

本諮詢は、このような状況を踏まえ、湖沼環境保全制度の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

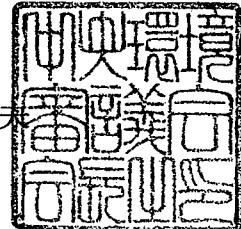


写

中環審第213号
平成16年10月14日

中央環境審議会水環境部会
部会長 村岡 浩爾 殿

中央環境審議会
会長 森嶌 昭夫



湖沼環境保全制度の在り方について（付議）

平成16年10月14日付け環水管発第041014001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。